

今回のテーマ「特定技能の在留資格申請」について

出入国在留管理庁からの重要なお知らせです。詳しくはHPをご覧ください。https://www.moj.go.jp/isa/10_00217.html



在留資格「特定技能」に係る申請を 予定されている関係者の皆様へ

2025年1月以降、窓口の混雑や審査結果の通知が大幅に遅くなることが予想されます。

※2022年3月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限緩和に伴い新規入国した多くの技能実習生が、技能実習2号を修了することに伴うものです。



以下の点に注意して、申請をお願いします。

必要書類がそろっているか、必ず御確認ください。

書類に不足があると、審査が遅延します。

オンライン申請をぜひ御活用ください。

- ・オンライン上で**審査状況を確認**できます。窓口申請の場合、個別の申請に関するお問合せにはお答えできません。
- ・オンラインで申請を行えば、**在留資格認定証明書**を**電子メール**で受け取ることができます。（海外に住む外国人本人に転送が可能であり、その後の手続を速やかに行うことが可能です）

在留期間中に受入れ機関の書類を準備できない場合は、「特定活動（特定技能1号への移行を希望する場合）」への在留資格変更許可申請を行ってください。